10/30 赤旗

扶養照会実質止められる

生活保護 利用しやすく

申出書記入でOK

国民の権利使い生き抜こう

つくろい東京ファンド

小林美穂子さんに聞く

生存権を守る〝最後のとりで〟である生活保護。利用をためらう大きな理由は、親族に「扶養照会」の問い合わせがいくことです。4月から制度の運用が変わり、本人の申し出で扶養照会を実質的に止められるようになりました。つくろい東京ファンドの小林美穂子さんに聞きました。（染矢ゆう子）

コロナ禍で、東京都内の公園の炊き出しに並ぶ人が増えています。多くの人は生活保護を利用していません。「○○さんが生活保護を申請しましたが、援助できますか？」と親族に問い合わせる「扶養照会」が利用の壁になっています。

諸外国では扶養義務は配偶者や親、未成年の子など1親等まで。ひ孫やおじ、おばなど3親等まで対象なのは日本だけです。

申請抑える暴力

仕事がなくなり、生活保護を利用しなければ生きていけない若者が多くいます。しかし、虐待などをしてきた親族に知られたくないと、生活保護の利用にたどりつけないのです。また、DV加害者の親族に居場所を知られることは、申請者の命にかかわります。

扶養照会で、援助ができると回答する親族はどれだけいるのか。立憲民主党のおぐら修平議員が東京都足立区議会で質問したところ、金銭的援助だけでなく、緊急連絡先になるなどの何らかの援助を申し出た扶養義務者は、わずか0・3%でした。東京都内では3年連続ゼロという自治体もありました。

この制度で誰も幸せになりません。〝家族の呪い〟を利用して、生活保護申請を抑え込む暴力にほかなりません。

私たちは「扶養照会」のその後の体験談も募集しました。150人の体験の多くが悲惨でした。家族に知られて村八分になったり、DV加害者の父親に居場所を知られて、家財道具とお金を取られたり。虐待をしていた母親の扶養照会が毎年来るたびに精神科に通う、という人もいました。

小池質問契機に

2月に厚生労働省に実態を示し、扶養照会をなくすよう求めました。1月に国会で日本共産党の小池晃さん（書記局長・参院議員）が質問し、その後追及が続いたことも後押しになりました。

2月26日に、厚労省から画期的な通知が出ました。これまでDVや虐待があった親族には扶養照会を「しなくてよい」という文言が、「してはならない」と禁止事項になりました。

また、もともと長年音信不通の場合には問い合わせを「しなくてよい」としています。その音信不通期間が20年から10年に短縮しました。

本人の意思を尊重して進める、とされたことも大事でした。

この通知の内容は4月、福祉事務所職員のマニュアルである「生活保護問答集」に書き加えられました。しかし、法的拘束力はありません。

申出書を広めて

そこでつくろい東京ファンドでは、生活保護問題対策全国会議とともに本人の意思を明確にする申出書をつくりました（写真と別項参照）。扶養照会をやめてほしい理由をチェックするだけでよく、ほとんどの親族にあてはまります。同行したケースすべてで扶養照会は止められました。

福祉事務所の職員と申請者に信頼関係がうまれ、生活再建を一緒に進められるようになりました。

ぜひ申出書を広めてほしい。社会福祉協議会で生活資金の貸し付けを受けた人のうち、返せない人も多いと思います。返済免除の範囲を大幅に拡大し、生活保護を使いやすくしない限り、自殺者が増えるのではないかと危惧しています。

地域で相談を受けたら、申出書をプリントアウトして記入を手伝い、生活保護申請に同行してほしい。それでも扶養照会が止まらない場合はつくろい東京ファンドまで連絡してください。照会を止めてくれるようお手伝いしますし、事例をもとに、扶養照会の廃止を求めていきます。

厚労省はホームページに「生活保護の申請は国民の権利です」と書くようになりました。もっと宣伝し、政府や国会議員にこそ、「生活保護を利用して生きよう」といってほしい。生活保護をバッシングし、「自己責任論」を広げてきた自民党や維新の会の一部の国会議員は反省してほしい。生活保護を利用しやすくする国会議員を選挙で増やしたいです。

「扶養照会に関する申出書添付シート」にある「扶養照会をやめて欲しい理由」チェック例

- 暴力や虐待を受けたことがある
- この親族に扶養を求めることが、明らかに自分にとって有害である
- 長期入院患者である
- だいたい70歳以上の高齢者である
- この親族にお金を借りている
- 縁が切れていて、著しく関係が悪い
- 一定期間（例えば10年程度）音信不通
- その他、明らかに援助してもらえない事情がある

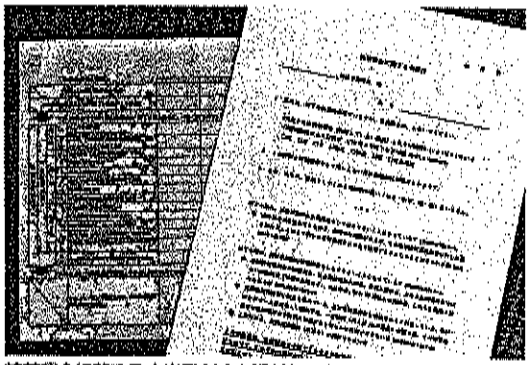

扶養照会に関する申出書（右）と添付シート。つくろい東京ファンドのホームページ https://tsukuroi.tokyo/ からダウンロードできます